

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 8 日

各 都道府県 成年後見制度利用促進 主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室

新型コロナウイルス感染防止等のための中核機機関・権利擁護センター等における対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、一都一府五県に対し、緊急事態宣言を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、緊急事態措置区域における緊急事態措置期間の中核機機関・権利擁護センター等における支援の実施については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組を行いつつ、同時に必要な支援を行う必要があります。

具体的には、各都道府県において講じられる緊急事態措置を踏まえつつ、下記について留意の上、必要な措置を講ずるとともに、必要な相談支援等を継続していただくようお願いします。

また、中核機機関・権利擁護センター等が入居する建物が一斉休館により影響を受ける可能性についても、必要に応じて建物管理者等との調整を行ってください。

緊急事態措置区域及び期間以外の対応については、本通知を参考として、必要な対応をお願いします。

なお、本事務連絡の内容を管内市町村にも周知いただくよう、よろしく願いいたします。

## 記

### 1. 相談支援等の実施における基本的留意事項

- いわゆる「三つの密」を避けるとともに、職員の手洗い、咳エチケット等の徹底、事業所内の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる職員の出勤免除や外出自粛勧奨等を行うこと。

#### 【参考】

「三つの密」（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。

### 2. 各機能別における個別留意事項

#### （1）広報機能

- 予定しているセミナー、研修会、講座等のプログラムの実施に当たっては、基本的に緊急事態措置期間における実施を見送るとともに、仮に実施する場合でも、IT（ビデオ通話や動画配信等）の活用の検討等、感染リスクに充分配慮した上で実施すること。

#### （2）相談機能

- 相談支援を行うに当たっては、対面で対応を行う必要がある場合を除き、電話等による対応を積極的に活用するなど、職員と相談者の接触の回避に努めること。
- また、対面で相談対応を行う必要がある場合には、予約制とすることや、個別の相談ブース、相談室を利用すること等による相談者同士の接触の回避に努めること。
- 訪問による支援については、相談者が自立相談支援機関等への来所が難しい理由があり、訪問の必要性が高いケースに限定すること。
- 成年後見制度の必要性の判断などを行うケース会議等の招集や参加、依頼等については、急を要するもの以外は実施を見送るとともに、仮に実施する場合でも、1の基本的留意事項等に充分配慮した上で実施すること。

### (3) 成年後見制度利用促進機能

- 受任者を調整する会議の実施については、急を要する場合以外は基本的に緊急事態措置期間における実施を見送るとともに、仮に実施する場合でも、実施時間の短縮や書面等による稟議を行うなど、感染リスクに充分配慮した上で実施すること。
- 市民後見人や法人後見の担い手の育成に係る研修や講座等のプログラムの実施に当たっては、基本的に緊急事態措置期間における実施を見送るとともに、仮に実施する場合でも、IT（ビデオ通話や動画配信等）の活用の検討等、感染リスクに充分配慮した上で実施すること。
- 市民後見人の活動支援や法人後見又は日常生活自立支援事業の実施については、別添の都県社会福祉協議会や専門職団体の通知内容を参考に実施すること。

### (4) 後見人支援機能

- 親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談対応については、上記（2）相談支援機能の内容と同様とする。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、被後見人等が、外出や通所等を控え、居宅で長い時間を過ごすようになることが想定されるため、特に一人暮らしの被後見人等に対しては、チームによる見守り等の調整により、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、身上保護を重視した適切な後見活動が円滑に行われるよう配慮すること。
- なお、成年後見人等が具体的な支援を実施するにあたり、上記（2）相談支援機能の内容や別添の都県社会福祉協議会等通知を参考にできるように、情報の周知等に努めること。

以上

(問合せ先)

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

電話：03-5253-1111（内線2228）

## (参考)

東社協地第671号  
令和2年2月25日

区市町村社会福祉協議会 事務局長 様  
地域福祉権利擁護事業実施団体 代表者 様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
事務局長 小林 秀樹  
〔印章略〕

### 地域福祉権利擁護事業における新型コロナウイルス感染症への対応について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、地域福祉権利擁護事業の実施につきまして、多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各社会福祉協議会・団体におかれては、新型コロナウイルス感染症への対応について、区市町村行政や保健所等の関係機関と連携され、すでに一定の対応策を講じられているところかと存じます。

このたび、都内及び近県において感染者が出ている状況や国及び東京都による対応などを踏まえ、下記のとおり、地域福祉権利擁護事業における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項等を整理しましたので、各社協・団体におかれましては、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

また、本件については、日々状況が変化しておりますので、最新情報をご確認の上、必要な予防策を講じていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、事業実施に関わる職員または利用者の感染により、本事業の支援を中止する場合等については、本会に状況をご連絡いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 添付資料

##### (1) 地域福祉権利擁護事業における新型コロナウイルス感染症への対応について

<参考>厚生労働省から示されている主な新型コロナウイルス感染症に関する方針等

- ①社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月13日現在）
- ②社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日）
- ③新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

\*上記資料は厚生労働省ホームページにおいて公開されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

【事務連絡先】 東京都社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護担当（川井・木原・堀口）  
TEL 03-3268-1149 FAX 03-3268-7222  
e-mail kenri@tcsw.tvac.or.jp

## 地域福祉権利擁護事業における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年2月  
東京都社会福祉協議会

### 1 地域福祉権利擁護事業の支援における基本的な考え方及び留意点について

本事業は、利用者の日常生活に不可欠な支援を行うものであり、利用者の地域生活を支えるしくみの一つとして、可能な限り支援を継続することが期待されているといえます。

実施社協・団体におかれましては、本事業の利用者については通常通りの訪問・支援を継続することを基本的な方針として、下記による感染防止策に留意の上対応いただきますようお願いいたします。

ただし、利用者から、新型コロナウイルスの流行を理由に訪問を控えてほしい旨の要望があった場合には訪問はせず、次回の訪問日を確認してください。

#### ①専門員及び生活支援員、業務担当者等の感染予防対策

○本事業では、利用者宅のほか、支援のために金融機関や行政機関等に同行することから、支援の際には、専門員等は、マスクの着用、支援前後の手洗い・うがいを徹底するなど感染拡大を防止するよう努める。

\*ただし、利用者宅でのマスクの着用については、利用者に不安を与えないよう説明や障害特性に応じた個別の配慮を行うことが必要である。

○その他、日常生活においても下記の感染予防対策に努める。

- ・外出後や食事の前は、手洗い、うがいを徹底する。
- ・人混みや繁華街への外出を控える。
- ・十分な睡眠及び休養をとり、バランスの良い食事をとる。
- ・症状のある時は「咳エチケット」を心がけ、マスクを着用する。
- ・適度な湿度（50～60%）を保つ。

#### ②職員自身に感染が疑われる症状のある場合

○相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、出勤を自粛する。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

○次の症状がある方は、帰国者・接触者相談センターご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

《帰国者・接触者相談センター》

電話：0120-565653（午前9時～午後9時 土、日、祝日含む）

<参考：令和2年2月24日付厚生労働省事務連絡より抜粋>

**(別紙2) 居宅を訪問して行うサービス等における留意点**

- 社会福祉施設等（居宅を訪問してサービスを行う場合に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。  
過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。
- 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室他連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする  
～略～
- サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。
  - (1) サービスを行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
  - (2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
  - (3) サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

**2 地域福祉権利擁護事業に関する会議・研修等の実施について**

出席者、職員の感染予防に留意しながら開催してください。なお、不要不急の会議、研修等については中止・延期をご検討ください。

東社協地第745号  
令和2年3月26日

区市町村社会福祉協議会 事務局長 様  
地域福祉権利擁護事業実施団体 代表者 様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
事務局長 小林 秀樹  
〔印章略〕

## 地域福祉権利擁護事業における新型コロナウイルス感染症への対応について (第2弾)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、地域福祉権利擁護事業の実施につきまして、多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各社会福祉協議会・団体におかれては、新型コロナウイルス感染症への対応について、区市町村行政や保健所等の関係機関と連携され、適切に対応策されているものと存じます。

東社協においても東社協地第671号（令和2年2月25日付）にて、支援の継続とその際の感染予防対策等について依頼したところですが、この程、国や東京都の方針を受け、改めて当面の対応について検討し、別紙の内容を改定いたしましたのでお知らせします。各社協・団体におかれましては、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

また、本件については、日々状況が変化しておりますので、最新情報をご確認の上、今後必要な対応を講じていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、事業実施に関わる職員または利用者の感染により、本事業の支援を中止する場合等については、本会に状況をご連絡いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 添付資料

- (1) 地域福祉権利擁護事業における新型コロナウイルス感染症への対応について  
(令和2年3月26日版)

#### <参考>

\*厚生労働省 新型コロナウイルス感染症関連ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

【事務連絡先】 東京都社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護担当（川井・堀口・宮田）  
TEL 03-3268-1149 FAX 03-3268-7222  
e-mail kenri@tcsw.tvac.or.jp

## 地域福祉権利擁護事業における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年3月26日  
東京都社会福祉協議会

### 1 基本的な考え方及び支援の見直しについて

東京都下における新型コロナウイルスの急速な感染拡大をふまえ、昨日、東京都知事より、不要不急の外出の自粛や在宅勤務の拡大等の緊急要請がなされたところです。

本事業は、利用者の日常生活に不可欠な支援を行うものであり、利用者の地域生活を支えるしくみの一つとして、継続的に支援を実施する必要があることは当然ですが、上記要請に対しては、利用者のみならず他の高齢者等の生命や健康を守るためにも、可能な限り前向きに対応する必要があるといえます。

ついでには、実施社協・団体におかれましては、利用者の安心安全な日常生活を維持する上で必要不可欠な支援を確実に継続することを前提としつつ、可能な範囲で支援の縮小や効率化あるいは一時休止等をご検討いただきますようお願いいたします。

#### ①支援の見直しの例

○見直しにあたっては、必ずしも通常通りの支援である必要はなく、その方法や範囲については、利用者個々の状況をふまえて利用者や関係機関と相談の上個別にご対応ください。

(考えられる対応の例)

- ・事業者等への支払いの延期の依頼
- ・支援回数の減やそれに伴う払戻し金額の増
- ・生活支援員の活動を一時休止し専門員対応とする
- ・収支確認のみの場合、可能であれば一時的に休止する
- ・支援時間の短縮や玄関先での支援 等

#### ②備考

○利用者から、新型コロナウイルスの流行を理由に訪問を控えてほしい旨の要望があった場合には訪問はせず、次回の訪問日を確認してください。

○ケースによっては、むしろ支援の拡充が必要な場合があることも想定されます。当然のことながら、その場合は、臨時支援の増等柔軟な対応をご検討ください。

○なお、今回の対応に伴う支援内容の変更については臨時の一時的な対応であるため、支援計画の変更は必要ないこととします。

### 2 支援を実施する際の留意点

訪問・支援を行う場合は、下記による感染防止策に留意の上対応いただきますようお願いいたします。

#### ①専門員及び生活支援員、業務担当者等の感染予防対策

○本事業では、利用者宅のほか、支援のために金融機関や行政機関等と同行することから、支援の際には、専門員等は、マスクの着用、支援前後の手洗い・うがいを徹底するなど感染拡大を防止するよう努める。

\*ただし、利用者宅でのマスクの着用については、利用者に不安を与えないよう説明や障害特性に応じた個別の配慮を行うことが必要である。



○その他、日常生活においても下記の感染予防対策に努める。

- ・外出後や食事の前は、手洗い、うがいを徹底する。
- ・人混みや繁華街への外出を控える。
- ・十分な睡眠及び休養をとり、バランスの良い食事をとる。
- ・症状のある時は「咳エチケット」を心がけ、マスクを着用する。
- ・適度な湿度（50～60%）を保つ。

②職員自身に感染が疑われる症状のある場合

○ 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、出勤を自粛する。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

○ 次の症状がある方は、帰国者・接触者相談センターご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

《帰国者・接触者相談センター》

電話：0120-565653（午前9時～午後9時 土、日、祝日含む）

<参考：令和2年2月24日付厚生労働省事務連絡より抜粋>

**（別紙2）居宅を訪問して行うサービス等における留意点**

○ 社会福祉施設等（居宅を訪問してサービスを行う場合に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

○ 該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室他連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする  
～略～

○ サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。

- (1) サービスを行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
- (2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- (3) サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

### **3 職員の出勤停止等の場合の対応**

都市封鎖等による職員の出勤停止や、建物内に感染者が出て一定期間事務所が立ち入り禁止になる等の事態が生じる可能性もありますが、こうした場合であっても、利用者の生命身体の安心安全に関わる支援につきましては、何らかの形で継続できるようご検討ください。この場合においても、通常の支援方法にこだわる必要はないことを申し添えます。

### **4 地域福祉権利擁護事業に関する会議・研修等の実施について**

不要不急の会議、研修等については中止・延期をご検討ください。やむを得ず開催する場合は、出席者、職員の感染予防に十分に留意しながら開催してください。

## (参考)

2 神社協権第 15 号

令和 2 年 2 月 27 日

各市町村社会福祉協議会 事務局長 様

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

事務局長 新井 隆

[ 公 印 省 略 ]

### 日常生活自立支援事業における新型コロナウイルス感染症への対応について (通知)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、本事業の推進にあたりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各市町村社会福祉協議会におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応について、市町村行政や保健所等の関係機関と連携され、すでに一定の対応策を講じられているところかと存じます。

このたび、県内及び近県において感染者が出ている状況や国及び神奈川県における対応などを踏まえ、下記のとおり、日常生活自立支援事業における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項をとりまとめましたので、各社協におかれましては、特段のご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、本件においては、日々状況が変化しておりますので、最新情報をご確認の上、適切な予防対策を講じていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、利用者の感染により、本事業の支援を中止する場合等については、本会に状況をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 添付資料

##### (1) 日常生活自立支援事業における新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 日常生活自立支援事業の支援における留意点について
2. 日常生活自立支援事業に関する会議・研修等の実施について
3. 各相談窓口について (参考)

#### 【問合せ先】

権利擁護推進部 (担当: 明石)

電話: 045- 312- 4819

ファクシミリ: 045- 322- 3559

電子メール: kenri@knsyk.jp

日常生活自立支援事業における新型コロナウイルス感染症への対応について

神奈川県社会福祉協議会

1. 日常生活自立支援事業の支援における留意点について

本事業は、利用者の日常生活に不可欠な支援を行うものであり、利用者は地域生活を支えるしくみの一つとして、可能な限り支援を継続することが期待されています。各社協におかれましては、本事業の利用者については通常通りの支援を継続することを基本的な方針として、以下による感染予防策に留意の上、対応いただきますようお願いいたします。

(1) 専門員及び生活支援員等の感染予防対策

新型コロナウイルス感染症は、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に感染症対策の実施が重要です。支援の際に専門員等は、マスクの着用、支援前後の手洗いうがいを徹底するなど感染拡大を防止するよう努めて頂くようお願いいたします。

○通常の感染症対策

- ・外出後や食事の前は、手洗いをする。
- ・人混みや繁華街への外出を控える。
- ・十分な睡眠及び休養をとり、バランスの良い食事をとる。
- ・症状のある時は「咳エチケット」を心がけ、マスクを着用する。
- ・適度な湿度（50～60%）を保つ。

(2) 専門員及び生活支援員等に感染が疑われる症状のある場合

○相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、出勤を自粛する。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

○次の症状がある方は、以下「3」の各相談窓口にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

○ 高齢者や基礎疾患等のある方は、これらの状態が2日程度続く場合  
以下3の「帰国者・接触者相談センター」に相談の上、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」の受診をお願いします。  
なお、受診の際は、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けてください。

(3) 専門員及び生活支援員等の業務における対応について

次についてご留意くださいますようお願いいたします。

- ア 利用者を訪問するにあたっては、「1-(1)」の予防対策を入念に実施してください。
- イ 利用者から新型コロナウイルスの流行を理由に訪問を控えてほしいとの要望があった場合には訪問はせず、次回の訪問日を確認してください。

ウ 訪問先の面会制限（施設、病院等）により訪問業務に制約がある場合の対応について、日常的な金銭管理サービスの受け渡し方法等、事前に利用者と確認してください。必要があれば、本会にご相談ください。

※訪問業務の際の例として、職員はマスクの着用を徹底し、面接時には一定の距離をあける、接触時間を短めにする、風通よい玄関先で対応するなどの工夫が考えられます。ただし、利用者宅でのマスク着用については、利用者に不安を与えないよう説明や障害特性に応じた個別の配慮を行うようお願いいたします。

エ 体調が少しでも悪いと感じた場合には、無理せず訪問を自粛し、他の職員に代わってもらうなどの対応をしてください。

## 2. 日常生活自立支援事業に関する会議・研修等の実施について

不要不急の会議・研修等については中止・延期を検討してください。やむを得ず、実施・開催する場合には、出席者、職員の感染予防に留意しながら開催してください。

## 3. 各相談窓口について<参考>

### (1) 帰国者・接触者相談センター

ア 電話番号 : 各市保健所、各県保健福祉事務所の電話番号

イ 対応内容 : 電話での相談を通じ、感染の疑いのある方を、診療体制等の整った医療機関に確実に繋ぎ、受診させることで蔓延をできる限り防止する。

ウ 対応時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

※「ウ」の時間以外の時間帯については「神奈川県新型コロナウイルス感染症専門ダイヤル」へご相談ください。

### (2) 神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

ア 電話番号 : 045-550-5530

イ 対応内容 : 新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご相談

ウ 対応時間 : 午前9時から午後9時まで（平日及び休日とも）

※メール・ファクシミリでの対応も受け付けている。

### (3) 厚生労働省の電話相談窓口

ア 電話番号 : 0120-565653（フリーダイヤル）

イ 対応時間 : 午前9時から午後9時まで（平日及び休日とも）

※「3」の内容は神奈川県ホームページにおいて公開されています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/d3x/kansensho/kama-kikokusyasessyokusyasoudan-c.html>

2 神社協権第 2 6 号  
令和 2 年 4 月 7 日

市町村社会福祉協議会 事務局長 様

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
事務局長 新井 隆  
〔 公 印 省 略 〕

日常生活自立支援事業における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 2 報）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、本事業の推進にあたりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会におきましては、2 神社協権第 1 5 号（令和 2 年 2 月 2 7 日付）にて、日常生活自立支援事業における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項をご依頼したところですが、このほどの国や神奈川県の方針を受け、改めて当面の対応について検討いたしました。各市町村社協におかれましては、特段のご配慮をいただきますよう、お願いいたします。

なお、本件については、日々状況が変化しておりますので、最新情報をご確認の上、適切な予防対策を講じていただきますよう併せてお願いいたします。

また、利用者や職員の感染や事業所の閉鎖等により本事業の支援を中止せざるをえない場合には、本会にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 添付資料

日常生活自立支援事業における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 2 報）

### 2 参考

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症関連ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

神奈川県

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan\\_200114.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html)

#### 【問合せ先】

権利擁護推進部（担当：明石・小野）

電話：045- 312-4819

ファクシミリ：045- 322- 3559

電子メール：kenri@knsyk.jp

## 日常生活自立支援事業における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）

神奈川県社会福祉協議会

### 1. 基本的な考え方と暫定的な対応について

本事業は、利用者の日常生活に不可欠な支援を行うものであり、利用者の地域生活を支えるしくみの一つとして、可能な限り支援を継続することが期待されています。

一方、この度の新型コロナウイルス感染症拡大の情勢の中では、国や神奈川県より不要不急の外出の自粛や在宅勤務の拡大などの緊急要請がなされたところです。

本事業については、通常通りの利用者への支援を継続することを基本的な方針としますが、利用者のみならず他の高齢者等の健康や生命を守るためにも感染予防は重要であり、緊急要請に対して、可能な限り対応することも必要となっています。

つきましては、利用者の日常生活に必要不可欠な本事業の支援を継続することを前提としつつ、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、支援の縮小や効率化、一時休止等についてご検討いただきますよう、お願いいたします。

#### (1) 当面の暫定的な対応（支援の縮小や効率化、一時休止等の検討）

（対応例）

- ・ 支援回数の縮小や、それに伴う払い戻し金額の増額
- ・ 支援時間の短縮や、玄関先での支援等
- ・ 不急の支払いについての延期の調整
- ・ 収支確認のみの場合の一時的な休止
- ・ 生活支援員の活動を一時的に休止し、専門員対応とする

※上記の対応を取る際には、利用者に対して丁寧に説明し、同意を得たうえでその旨を記録に残してください。ただし、上記対応が臨時的・一時的な対応である場合は支援計画の変更までは必要としません。

#### (2) 訪問活動における留意点

- ①利用者から新型コロナウイルスの流行を理由に訪問を控えてほしいとの要望があった場合には訪問はせず、次回の訪問日を確認してください。
- ②訪問先の面会制限（施設、病院等）により訪問業務に制約がある場合の対応について、日常的金銭管理サービスの受け渡し方法等、事前に利用者と確認してください。必要があれば、本会にご相談ください。
- ③体調が少しでも悪いと感じた場合には、無理せず訪問を自粛し、他の職員に代わってもらうなどの対応をしてください。

## 2. 職員の出勤停止等の場合の対応

都市封鎖等による職員の出勤停止や、建物内に感染者が出て一定期間事務所が立ち入り禁止になる等の事態が生じる可能性もあります。こうした場合であっても、日常生活に不可欠な支援につきましても、何らかの形で継続できるようご検討ください。この場合、通常の支援方法に依らない柔軟な対応をご検討いただくことは差し支えありません。

(対応例)

- ・生活保護受給者の場合、生活保護担当者とあらかじめ緊急時に備えた対応について調整する
- ・あらかじめ復代理人を定め、金融機関に届け出る
- ・復代理人を定められるよう、利用者とその旨書面で取り交わす

## 3. 日常生活自立支援事業に関する会議・研修等の実施について

不要不急の会議・研修等については中止・延期、書面審査等を検討してください。やむを得ず、実施する場合には、出席者、職員の感染予防に留意しながら開催してください。



日社福士発 2019-768

2020年3月24日

都道府県社会福祉士会 会長 様

公益社団法人 日本社会福祉士会  
会長 西島 喜久  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う後見活動の配慮について（依頼）

本会の権利擁護センターの取り組みに御協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大により、みなさまの地域でも大きな影響が出ておられることと存じます。私たち社会福祉士は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）として「高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます」と提言されており、より一層の感染対策と後見活動の両立が求められているところです。

一方で、外部からの面会を一部又は全部制限している施設や病院等をはじめ、職務上、感染予防の観点から施設や病院等への面会又は訪問を自粛又は制限している施設や病院等もあり、後見活動に著しい影響がでている会員も多くおられることと存じます。

本会では、基本的に後見人等は本人への面談を月に1回は行うこととしていますが、本人と顔を合わせる行為そのものを目的とするのではなく、本人にとって重要な事項（意思決定支援を含む。）に関わる後見人等として本人の心身状況を把握し、環境の変化の有無を確認することなどから、後見人等として必要な対応（電話等による確認を含む）を、本人を取り巻く支援関係者と検討できるようにすることが目的と位置づけております。そのため、今回のような非常時においては、必ずしも月1回の面談が実施できないこともあり、本人に不利益が生じないよう関係機関と連携を図りながら臨機応変な対応を図るとともに、後見人自身が感染者とならないよう、国、都道府県、市町村が発信する情報に十分留意しながら感染予防に努められるよう、お願い申し上げます。

感染対策と後見活動の両立の観点から、それぞれの地域の実情に合わせた創意工夫又は運用が求められており、必要に応じて、適宜、貴会会員や名簿登録者に対して、情報発信等を行うよう、ご検討いただけますようお願い申し上げます。

なお、参考までに東京社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ東京が名簿登録者等に発出した「新型コロナウイルス感染症対応に関する後見業務について」を情報提供させていただきます。

2020年3月19日

新型コロナウイルス感染症対応に関する  
後見業務（本人との面談・支援会議への参加等）について

東京社会福祉士会・権利擁護センターばあとなあ東京  
センター長 熊倉 千雅

新型コロナウイルス感染症については、日々状況や対応について、情報が発信されているところですが、国の要請に基づき、都道府県や区市町村でも地域の実情に応じた対応要請が示されている地域もあり、被後見人等ご本人が施設や病院に入所・入院している場合、都内においても多くのところで当面の面会禁止、面会制限が行われています。

ばあとなあでは、被後見人本人の生活状況の把握や身上配慮のために月1回は訪問し、ご本人と面談をすることを基本的な実務として示していますが、このような状況下においては、ご本人の居所の対応に則り、必要に応じた対応をお願いします。後見人等による定期的な面談は、不急の場合ではありますが、不要ということはありません。下記【参考】の②の「緊急やむを得ない場合」に該当するかを個別にご本人や支援関係者とも共有して対応を検討してください。

後見人自らが発熱等の症状が見られる場合は、ご本人との面談は控えること、緊急やむを得ない場合は、後見人に代わって行える支援関係者に対応を依頼するなど、臨機応変の対応を心がけて下さい。

面談が叶わない場合であっても、電話連絡等で支援関係者を通じてご本人の生活状況や心身状況を把握することは可能です。緊急時であっても可能な範囲で後見人等としての責務を果たすことをそれぞれが自覚してこの事態を乗り切ることが求められると考えます。

【参考】

厚生労働省は、一般の方向けQ&Aにて「Q19 高齢者の多い社会福祉施設などでの感染対策」について、下記のようにまとめています。(以下、太字は、厚労省HPより抜粋)

新型コロナウイルスについては、**高齢者と基礎疾患がある方**については重症化しやすいため、**高齢者介護施設等**においては、**ウイルスを持ち込まない、拡げない**ことに留意し、**感染経路を絶つ**ことが重要です。このため、**施設等の指定・監督権限を持つ各自治体や関係団体**を通じて、**全国の施設等**に対して**対策の留意点**などを示して**感染対策の徹底**を図っています。

具体的には、各施設等において、厚生労働省が示した**感染対策マニュアル**等に基づき、**高齢者や職員**、さらには**面会者や委託業者等**への**マスクの着用**を含む**咳エチケット**や**手洗い・手指消毒用アルコールによる消毒**等、**サービス提供時**における**マスクやエプロン、手袋の着用**、**食事介助の前**の手洗いや**清潔な食器**での提供の徹底等、**感染経路を遮断**するための取組を強く要請しています。

また、**新型コロナウイルス感染症の発生状況**等を踏まえ、

- ①職員は、**出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が見られる場合には出勤を行わない**ことを徹底
- ②面会についても、**緊急やむを得ない場合を除き、制限が望ましく、面会を行う場合でも、体温を計測し、発熱が認められる場合には面会を断ること**
- ③委託業者等についても、**物品の受け渡しは玄関など施設に限られた場所で行い、**

立ち入る場合には、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ることなどの取組も強く要請しています。

( [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q19](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q19))

この他にも、下記には最新情報が日々アップされていますので、各自ご確認いただくことをお願いいたします。

●厚生労働省：「新型コロナウイルス感染症について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#Q&A](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A)

●東京都：「新型コロナウイルス感染症対策サイト」

<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>